

秋田公立美術大学学位規程

平成25年4月1日
規程第92号

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「規則」という。）第13条第1項および秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。）第46条第2項および秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第2号。以下「大学院学則」という。）第38条第4項の規定に基づき、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士および修士、博士とする。

2 学位に付記する専攻分野の名称は「美術」とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

(学位授与の審査の申請)

第4条 本学大学院の修士課程を修業する学生が修士の学位の授与を受けようとするときは、学位審査申請書に修士論文又は修士制作および修士制作報告書（以下「学位論文等」という。）を添え、学長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程を修業する学生が博士の学位の授与を受けようとするときは、学位審査申請書に博士論文又は博士論文及び研究作品（以下「学位論文等」という。）を添え、学長に提出しなければならない。

(学位授与に関する審査の付託)

第5条 学長は、前条の規定に基づき、学位の授与に係る審査の申請があ

ったときは、当該申請に係る学位の授与に関する審査(以下「学位授与審査」という。)を大学院学則第6条に規定する研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)に付託しなければならない。

(審査)

第6条 研究科教授会は、前条の規定により学位授与審査の付託を受けたときは、当該学位授与審査のため提出された学位論文等ごとに審査を行うものとする。

2 研究科教授会は、前項の審査を行うにあたり、学位論文等の内容に応じて、本学の大学院の研究分野担当又は関連分野担当の教授を含む教員から主査1人および副査2人(以下「審査員」という。)を決定するものとする。

3 研究科教授会は、学位授与審査を行うために必要があると認めるときは、本学の大学院の研究分野担当もしくは関連分野担当の客員教授等又は他の大学院もしくは研究所等の教員等から意見を聴くことができる。

4 審査員は、提出された学位論文等を審査し、試験を行うものとする。

(試験の方法)

第7条 前条第4項に規定する試験は、第4条の規定に基づく申請に係る学位論文等の内容および研究対象となった領域に関する口述試問等により行うものとする。

(審査等の結果報告)

第8条 審査員は、学位論文等の審査及び試験が終了したときは、その結果を文書により研究科教授会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第9条 研究科教授会は、第4条の規定により学位の授与の審査を申請した者に係る修得単位および前条の規定による審査の結果報告に基づき、その者の当該課程の修了の認定(以下「課程修了の認定」という。)について審議のうえ、合格又は不合格を議決するものとする。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科教授会の構成員(公務出張中の者および休職中の者を除く。)の3分の2以上の者が出席し、かつ、出席した者の4分の3以上の者が賛成しなければならない。

(認定の結果報告)

第10条 研究科教授会は、前条の規定に基づく課程修了の認定に係る議決を行ったときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第11条 学長は、学則第45条の規定に基づき卒業を認定した者に、卒業証書および学位記を授与する。

2 学長は、大学院学則第36条の規定に基づき修士課程の修了を認定した者に、学位記を授与する。

3 学長は、大学院学則第37条の規定に基づき博士課程の修了を認定した者に、学位記を授与する。

(学位の名称の使用)

第12条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「秋田公立美術大学」と付記するものとする。

(学位の取消し)

第13条 学長は、学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学士の学位にあつては学部教授会の、修士および博士の学位にあつては研究科教授会の意見を聴いて、当該学位の授与を取り消し、学位記を返還させることができる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第4号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規程第20号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

